

議案第50号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

汚染土壌処理施設の種類の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更許可申請	222,000円
--	----------

を

」

「

汚染土壌処理施設の種類の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更許可申請	222,000円
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請	120,000円
汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請	120,000円
汚染土壌処理業に係る相続の承認申請	120,000円

に

」

改める。

別表第7中

「

用途地域における建築等許可申請	180,000円
-----------------	----------

を

」

「

用途地域等における特例許可申請	用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の場合	120,000円
	住居の環境の悪化防止措置が講じられた建築物の場合	140,000円
	その他の場合	180,000円

に、

」

「

既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請	27,000円
--------------------------------------	---------

を

」

「

既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請	27,000円
興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請	120,000円
特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請	160,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。